

1. 事業説明シート

事業名	砂防事業 [通常砂防事業 (国補)]	事業箇所	南都留郡道志村上中山	地区名	むじな沢 (ムジナサワ)	事業主体	山梨県
-----	--------------------	------	------------	-----	--------------	------	-----

(1) 事業の概要

①課題・背景
 本溪流は、流域面積0.83km²の土石流危険溪流である。既設砂防堰堤下流は近年の豪雨により著しく溪岸荒廃が進んでおり、住民は大雨のたびに被災の不安感を抱かざるを得ない状況である。
 保全対象には、人家13戸、村道1,380mがある。従って、早急に溪流保全工を整備し、土砂災害を未然に防止する必要がある。

②整備目標・効果
 主要目標 土石流被害の防止
 ・災害実績 無
 整備前 整備後
 土砂整備率 0% → 100%
 流木整備率 0% → 100%
 ※整備率は溪流保全工の範囲を対象とした。
 ・重要公共施設の有無 無
 (保全対象=人家13戸、村道1,380m)
 副次目標 -
 副次効果 -

(2) 整備内容

①整備内容
 溪流保全工 L=350m

②着手年度 令和3年度 **③完成見込年度** 令和10年度

④総事業費 約440百万円 (国費220百万円(1/2)県費220百万円(1/2))

⑤年度別の整備内容 (事業費)

令和3年度	詳細設計・用地測量	20百万円
令和4年度	用地取得・立木補償	10百万円
令和5年度	溪流保全工工事	60百万円
令和6年度	溪流保全工工事	70百万円
令和7年度	溪流保全工工事	70百万円
令和8年度	溪流保全工工事	70百万円
令和9年度	溪流保全工工事	70百万円
令和10年度	溪流保全工工事	70百万円

※記載内容は見込みであり、確定したものではない。

⑥既整備内容・期間・事業費
 既整備内容 砂防堰堤2基 治山堰堤 3基
 期間 平成18~29年度

(3) 事業の妥当性評価

①公共関与の妥当性 (行政が行うべき事業か) 妥当 妥当でない
 砂防法第5条に基づいており、行政が行うことが妥当

②事業執行主体の妥当性 (県が行うべきか) 妥当 妥当でない
 砂防法第6条に基づいており、砂防管理者の県が行うことが妥当

③経済妥当性 妥当 妥当でない

総事業費	440 百万円	工期	R3~R10	基準年	R2
経済効率性	費用	373 百万円	便益	1,112 百万円	
	建設費	373 百万円	一般資産被害抑止	259 百万円	
	維持管理費	百万円	人身被害抑止	89 百万円	
		百万円	公共土木施設等被害	54 百万円	
		百万円	その他※	710 百万円	
B/C			3.0		

※その他は応急対策(家計)、人的被害(精神的損失)
 費用便益比 (B/C) は1.0を超えており、経済効率性は確保されている

④事業実施・規模の妥当性 妥当 妥当でない
 流域の規模、地形、地質等から判断して最も効果的である

⑤整備手法の有効性 妥当 妥当でない
 地形・地質及び流域の状況から土石流対策として最も効果的かつ経済的な砂防施設設計画とした

⑥環境負荷等への配慮 妥当 妥当でない
 掘削法面等に緑化等を施し、環境負荷に配慮

⑦事業計画の熟度 妥当 妥当でない
 地元の要望に基づいている

総合評価 [貢献度ランク: a]



